

神戸市健康科学研究所における公的研究費の管理・監査の指針

神戸市健康科学研究所（以下、「研究所」という。）における公的研究費の管理・監査についての指針を次のとおり定める。

第1節 研究所の責任体系の明確化

- (1) 研究所全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う「最高管理責任者」は所長がこれにあたる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ「統括管理責任者」は生活科学部長がこれにあたる。
- (3) 統括管理責任者を補佐し、研究所全体の観点から不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施を推進する部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を事務部門に設置する。
- (4) 研究所内の重要事項を審議する機関として「部長会」を設定する。部長会は、所長、感染症部長、生活科学部長および担当係長で構成する。
- (5) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。さらに基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する部長会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について部長会において議論を深めるとともに、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。また、統括管理責任者及び防止計画推進部署が責任を持って運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- (6) 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、指針に基づき、研究所全体の具体的な対策（コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画等）を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を最高責任者に報告する。
- (7) 防止計画推進部署は、事務部門に設置し、統括管理責任者を補佐し、
 - ① 研究所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を最高責任者に報告する。
 - ② 不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的にコンプライアンス教育・啓発活動等を実施し、受講状況を管理監督する。コンプライアンス教育の内容については定期的に点検し、必要な見直しを行う。
 - ③ 構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を事務部門に設置し、効率的な研究遂行を支援する。
- (2) 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育の受講、「誓約書等」の提出を義務付け、競争的資金等の申請の要件とする。また、義務を果たさない場合は、競争的資金等の運営・管理に関わるができないものとする。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 防止計画推進部署は、公的研究費不正防止計画で定められた、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、研究所全体の状況を体系的に整理し評価する。
- (2) 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき統括管理責任者及び防止計画推進部署は、研究所の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- (3) 不正防止計画の策定に当たっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- (4) 部長会として、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 物品の発注・検収業務については発注者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。
- (2) 不正な取引に関与した業者への処分については、「神戸市指名停止基準要綱」別表第1、別表第2の規定を準用する。

第5節 情報発信・共有化の推進

- (1) 競争的資金等の使用に関するルール等について、研究所内外からの相談を受け付ける窓口を事務部門に設置する。
- (2) 研究所内外からの通報（告発）の窓口を事務部門に設置する。
- (3) 不正に係る調査の体制・手続き等については「神戸市健康科学研究所における研究活動上の不正行為防止に関する規程」第9条から第30条の規定を準用する。

第6節 モニタリングの在り方

競争的資金等の適正な管理のため、防止計画推進部署が定期的に自主監査を実施し、統括管理責任者に報告する。

第7節 その他

- (1) この指針に定めるもののほか、公的研究費の管理・監査に関し必要な事項は、所長が別に定めるものとする。
- (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日、令和3年2月1日改正、文部科学大臣決定）は、この指針の運用において参考にする。
- (3) この指針は、今後において適宜見直しを行い、その都度必要な改正を行うものとする。

第8節 附則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

この指針は、令和3年4月1日から施行する。